

北海道地方卸売市場業務規程例（平成26年2月6日見直し）

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第6条～第9条）
 - 第2節 買受人（第10条～第14条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第15条～第39条）
- 第4章 卸売の業務に係る品質管理の方法（第39条の2）
- 第5章 市場施設の使用（第40条～第45条）
- 第6章 市場取引委員会（第45条の2～第45条の9）
- 第7章 雑則（第46条～第50条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程は、〇〇地方卸売市場（以下「市場」という。）における生鮮食料品等の取引の適正化とその健全な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（注） 公設市場の場合等

健全な運営を確保し、もって生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（市場の名称、位置及び面積）

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- 名称 〇〇地方卸売市場
- 位置 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
- 面積 〇〇〇〇平方メートル

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類ごとに定める生鮮食料品とする。

- 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに〇〇、〇〇、〇〇。
- 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに〇〇、〇〇、〇〇。
- 食肉部 肉類及びその加工品並びに〇〇、〇〇、〇〇。
- 花き部 切花、鉢もの、花木及びその加工品並びに〇〇、〇〇、〇〇。

（開場の期日）

第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日並びに次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

〇月〇日 〇月〇日

- 2 開設者は特に必要があると認めるときはあらかじめ関係者に周知して休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。

（注） 公設市場の場合

「開設者」とあるのを「市（町村）長」と書き替えること。（以下同じ。）

（開場の時間等）

第5条 開場の時間及び卸売業者の販売開始の時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、開設者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれらを臨時に変更することができる。

- (1) 開場の時間
午前〇時から午後〇時まで
- (2) 販売開始の時刻

青果部 午前〇時
水産物部 午前〇時
食肉部 午前〇時
花き部 午前〇時

2 卸売業者は、販売開始の時刻には、振鈴等をもって通知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の定義)

第6条 卸売業者とは、北海道地方卸売市場条例第5条の規定により知事の許可を受けた者をいう。

(卸売業者の数の最高限度)

第7条 卸売業者の数の最高限度は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 ○
- (2) 水産物部 ○
- (3) 食肉部 ○
- (4) 花き部 ○

(注) 保証金に関する規定を置く場合

(保証金の預託)

第 条 卸売業者は、知事から卸売業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第 条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で別に定める。

- (1) 青果部 ○〇〇万円
- (2) 水産物部 ○〇〇万円
- (3) 食肉部 ○〇〇万円
- (4) 花き部 ○〇〇万円

(保証金の充当)

第 条 開設者は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して、開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第 条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して〇日を経過した後でなければこれを返還しない。

(せり人の承認等)

第8条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の承認を受けている者でなければならない。

(注) 開設者と卸売業者が異なる場合

2 卸売業者は、前項の承認を受けようとするときは、別に定める承認申請書を開設者に提出しなければならない。

(この規定を置いた場合には、第2項以下を順次繰り下げる。)

2 開設者は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号の一に該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年

を経過しないものであるとき。

(3) 買受人又はこれらの者の役員若しくは、使用人である者であるとき。

(注) 仲卸人制度を置く場合

(3) 仲卸人若しくは買受人又はこれらの……

(4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき

3 開設者は、せり人が前項第1号から第3号の一に該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるとき並びに卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(せり人の規律)

第9条 せり人は卸売のせりに従事するときは、開設者が定める記章等を着用しなければならない。

2 せり人は、卸売のための販売については、秘密の方法によって行ってはならない。

第2節 買受人

(買受人の定義)

第10条 買受人とは市場内において、卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受けることにつき、取扱品目の部類ごとに開設者の承認を受けている者をいう。

(注) 仲卸人制度を設ける場合

第2節 仲卸人及び買受人

(定義)

第 条 仲卸人とは、開設者が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調製して販売する業務を行うことにつき取扱品目の部類ごとに、開設者の承認を受けている者をいう。

第 条 買受人とは、市場内において卸売業者及び仲卸人から生鮮食料品等……

(仲卸人の数の最高限度)

第 条 仲卸人の数の最高限度は取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 ○
- (2) 水産物部 ○
- (3) 食肉部 ○
- (4) 花き部 ○

(注) 仲卸人制度を設ける場合は、以下この業務規程において「買受人」とあるのを「仲卸人等」と書き替えること

(買受人の承認等)

第11条 買受人になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を開設者に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 承認を受けて買受人の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の買受見込額（消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (6) その他開設者が必要と認める書類

2 開設者は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号の一に該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。

- (3) 法人であってその業務を執行する役員のうち前号までの一に該当する者であるとき。
(4) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者（それらの常勤役員及び使用人を含む。）であるとき。

(注) 仲卸人を置く場合

(5) その承認をすることによって、仲卸人の数が第 条に定める数の最高限度をこえることとなるとき。

3 買受人は、市場内において開設者が定める記章等を着用しなければならない。

(保証金の預託)

第 12 条 卸売業者は、買受人から保証金の預託を受けることができる。

(注) 開設者が仲卸人から保証金の預託を受ける場合は、卸売業者に準じ規定すること。

(名称変更等の届出)

第 13 条 買受人は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 当該業務を開始し、休止し又は再開したとき。
- (2) 第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 当該業務を廃止したとき。

(買受人の承認の取消し)

第 14 条 開設者は、買受人が第 11 条第 2 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき並びに当該買受人がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号の一に該当するときは、その承認の取消し、又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、第 11 条第 1 項の承認の通知を受けた日から起算して 1 月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き 1 月以上その業務を休止したとき。
- (3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

(注) 関連事業者を置く場合の規定

第 3 節 関連事業者

市場内に飲食品等の関連事業所を設置する場合には

- 1 設置する業種
- 2 承認の手続き
- 3 保証金及び使用料
- 4 その他必要な事項について規定すること。

第 3 章 売買取引及び決済の方法

(差別的取扱いの禁止等)

第 15 条 卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人、その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込があった場合には、正当な理由がなくその引受けを拒んではならない。

(売買取引の方法)

第 16 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応

じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分については、せり売又は入札の方法、それ以外の部分については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引
- (3) 別表3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

(注) 取引方法の設定

物品については、別表においてできる限り具体的に定めることが望ましいが、市場ごとの実状に応じ、例えば、本条のいずれかの号において「第○号及び第○号の物品以外のもの」と定めたり、別表において「別表第○及び別表第○に掲げる物品以外のもの」と定めたり、物品を規則で定めることもできる。第2号の「規則で定める割合」については、市場ごとの実情に応じ「開設者が別に定める割合」、「市場長が別に定める割合」等とすることができる。

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であつて開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- (7) 次条ただし書の規定によりその市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(注) 開設者が指示を出す場合の判断基準を明確にする観点から、「○○その他の事情により一時的に著しく減少した場合」「○○等により著しく増加した場合」等、入荷量の減少又は需要の増大を生じさせる具体的な場合についての例示を含めた規定としてもよい。

4 開設者は第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは買受人その他の利害関係者の意見又は第45条の2に規定する市場取引委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の○○○に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(卸売の相手方の制限)

第17条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りではない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。
- (2) 買受人に対して卸売をした後、残品が生じた場合。
- (3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合。

第18条 削除

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第 19 条 卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）はその者が卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買受けてはならない。

(注) 水産物産地市場の場合の特例

(第 19 条のただし書き規定)

ただし、卸売業者が水産業協同組合法に基づく経済事業の推進上、生鮮水産物を買受ける必要があり、かつ価格形成の公正が保持される場合にあっては、この限りでない。

(注) 開設者と卸売業者が異なる場合

2 前項ただし書きの規定により卸売の相手方として物品を買受ける場合には、開設者の承認を受けるものとし、この場合第 11 条第 1 項の規定を準用する。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第 19 条の 2 卸売業者は、市場において卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引受け、又は買い受けてはならない。

第 20 条 削除

(受託契約約款)

第 21 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときはすみやかに開設者を經由して知事に届出し並びに関係者に周知しなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

第 22 条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品の品種、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その結果をすみやかに委託者に通知するとともに物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(注) 公設市場の場合

異状を認めたときは、開設者の確認を受けその結果をすみやかに委託者に……

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第 23 条 卸売業者は、卸売をした物品について買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(注) 仲卸人の業務の規制

第 条 仲卸人は、市場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号に掲げる行為については、仲卸人が、その承認に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者から買入れることが困難な場合であって開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) その承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、販売の委託の引受けをすること。

(2) その承認に係る取扱品目の部類に属する物品を、市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること。

(取引物品の下見)

第 24 条 卸売業者が市場において行う卸売については、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

2 卸売業者は、見本又は銘柄により卸売をする場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を明示してしなければならない。

(卸売の単位等)

第 25 条 卸売業者が市場において行う卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合には、個数又は容器をもって取引の単位とすることができる。

(注) 水産物産地市場等、買受人の買受量に差のある場合の特例
(第 25 条第 2 項として挿入)

2 卸売業者が市場において卸売を行う物品の上場単位は必要に応じ大口、小口に区分することができる。

(指値のある受託物品)

第 26 条 卸売業者は、受託物品に指値(当該委託者の希望価格の消費税に相当する額を除いた金額をいうこととする。以下同じ。)のある場合は販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

3 卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めたときは、遅滞なく委託者へ通報して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めたときは、この限りではない。

(せり売の方法)

第 27 条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり売は、その販売物品について品種、産地、出荷者、等級、数量(重量)その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人がその販売物品についてそのせり売に係る最高申込価格に達したと認めたときに、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りではない。

3 そのせり売に係る最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽選その他適宣の方法により、せり落し人を決定するものとする。

4 せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにそのせり売に係る価格及び氏名又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第 28 条 卸売業者が市場において行う卸売のための入札売は、その販売物品について品種、産地、出荷者、等級、数量(重量)その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後入札しようとする者に対し、一定の入札用紙に氏名、その入札に係る入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、入札について準用する。

4 卸売のための入札が、次の各号の一に該当する場合は、その入札の全部又は一部を無効とする。

(1) 入札者を確認できないとき。

(2) 入札金額その他指定記載事項が不明のとき。

(3) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。

5 前項の場合には、卸売業者は開札の際その理由を明示し、入札無効の旨を告知しなければならない。

(異議の申立)

第 29 条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちに開設者にその旨を申し立てることができる。

2 開設者は、前項の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者にせり直し、又は再入札を指示することができる。

(売買取引の制限)

第 30 条 開設者は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の一に該当するときは、その売買を差止め又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあるとき認めるとき。

2 卸売業者、買受人が次の各号の一に該当するときは、開設者は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第 31 条 卸売業者、買受人及び関連事業者（以下「市場関係事業者」という。）は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(注) 開設者と卸売業者が異なる場合

(卸売予定数量等の報告)

第 1 条 卸売業者は主要な品目について毎日の卸売予定数量並びに卸売数量及び卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）を、速やかに開設者に報告しなければならない。

2 卸売業者は、卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその消費税に相当する額を加えた金額をいう。）を開設者が別に定めるところにより報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第 32 条 開設者は、当日卸売を予定する物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第 33 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書若しくは売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第 38 条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

(注) 公設市場の場合

(仕切り及び送金に関する特約)

第 1 条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約に関する書面を備え付け、開設者の求めに応じ提出しなければならない。

【備考】

・業務規程における委託手数料の額に関する規定については、次のような規定が考えられる。
(委託手数料の額)

[① 開設者が委託手数料を定める場合]

第 34 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその消費税に相当する額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

- (1) 野菜 100分の〇
- (2) 果実 100分の〇
- (3) 生鮮水産物 100分の〇
- (4) 青果物の加工品 100分の〇
- (5) 水産物の加工品 100分の〇
- (6) 肉類 100分の〇
- (7) 肉類の加工品 100分の〇
- (8) 花き 100分の〇

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

[② 届出制をとる場合]

第 34 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 開設者は、第 1 項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

[③ 開設者が上限を定め届出制とする場合]

第 34 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額について、開設者が定める額以内においてあらかじめ定め、開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 開設者は、第 1 項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

[④ 開設者が上限を定め、その範囲内での承認制とする場合]

第 34 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額について、開設者が定める額以内においてあらかじめ定め、開設者の承認を受けなければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 開設者は、第 1 項の承認の申請があった委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、同項の承認をしてはならない。

(注) 委託手数料の額又はその上限を開設者が決定する場合は、卸売業者から、経営状況や卸売業者として適当と考える手数料の額の水準等を聴取した上で、市場取引委員会の意見を聴いて決定するなどの方法をとることが適切と考えられる。

(売買仕切金の前渡し等)

第 35 条 卸売業者は、集荷の円滑化を期すために出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れ又は資金を貸し付けることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡し等が、次の各号の一に該当する場合は、それを行ってはならない。

- (1) 卸売業者の財務の健全性をそこなうおそれがあるとき。
- (2) 卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。

(出荷奨励金の交付)

第 36 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金の交付が、前条第 2 項の各号の一に該当する場合は、それを行ってはならない。

(買受代金の支払)

第 37 条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日に（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税に相当する額を加えた金額とする。）を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払猶予の特約にあっては、前条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項の規定により支払猶予の特約をする場合には、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。

(注) 卸売市場における代金決済の迅速化等に資するため、市場の実情に応じ、本条に、仲卸人から物品を買い受けた者は、仲卸人に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない旨を規定してもよい。

(卸売代金の変更の禁止)

第 38 条 卸売業者は、正当な理由なく卸売をした物品の卸売代金（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその消費税に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）の変更をしてはならない。

2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第 39 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付に当たっては、第 36 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項の規定に基づき、完納奨励金を交付する場合には、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。

第 4 章 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

(物品の品質管理の方法)

第 39 条の 2 開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を別に定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項（温度管理機能を有する施設に限る。）
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、買受人その他の市場関係事業者は、前項の別に定めた物品の品質管理の方法に従わなければならない。

(注) 別に定める内容は各市場の実情に応じたものとするが、国の卸売市場整備基本方針（平成 16 年 10 月 1 日公表）の第 4 の 3 に掲げる事項に留意すること。また、卸売市場内における品質管理を徹底する観点

から、卸売の業務以外に係る施設（仲卸売場、買荷保管所又は積込所、加工処理施設、冷蔵庫、倉庫等）についても、第1項各号に掲げる事項を定めることが望ましい。

第5章 市場施設の使用

（施設の使用指定）

第40条 市場関係事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用条件は、開設者が指定する。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を承認することができる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第41条 前条第1項の指定又は同条第2項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

（原状変更の禁止）

第42条 使用者は、開設者の承認を受けずに市場施設に建築造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が開設者の承認を受けて、当該市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は返還の際、原状に復し又はこれに代わる費用の弁償をするものとする。

（指定又は承認の取消し等）

第43条 開設者は、市場施設について管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その指定又は承認の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置をとることができる。

（補償弁済）

第44条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用の弁済をしなければならない。

（使用料等）

第45条 市場施設の使用、利用等の料金の額（消費税を含む。）は、開設者が別に定めるところによる。

第6章 市場取引委員会

（市場取引委員会の設置）

第45条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、取扱品目の部類ごとに市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第45条の3 委員会は、この業務規程の変更（北海道地方卸売市場条例第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。）及び第16条第1項第2号の規則で定める割合に関し、開設者に意見を述べることができる。

2 委員会は市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べるることができる。

（組織）

第45条の4 委員会は、〇〇人以内で組織する。

- 2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、開設者が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

第 45 条の 5 委員の任期は、〇〇とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第 45 条の 6 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 45 条の 7 会長は、卸売業者及び買受人等から発議があれば、規則で定めるところにより、速やかに委員会を開催するものとする。

(庶務)

第 45 条の 8 委員会の庶務は〇〇〇において処理する。

(規則への委任)

第 45 条の 9 第 45 条の 2 から前条までに定めるもののほか、必要な事項については規則で定める。

(注) 市場取引委員会について

- 1 第 45 条の 9 は、第 45 条の 2 から第 45 条の 8 までに掲げる事項以外の事項であって、市場取引委員会の組織及び運営について必要なものを業務規定で定めることを妨げる趣旨のものではない。
- 2 市場取引委員会については、市場の実情に応じ設置することが望ましい。
- 3 「市場取引委員会」という名称については、市場ごとの実情に応じ変更することを妨げない。

第 7 章 雑則

(報告及び改善措置の申入れ)

第 46 条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市場関係事業者に対し、その業務に関し事情を聴取することができるものとする。

(注) 公設市場の場合

……その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に市場関係事業者の事務所、その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(業務規程の遵守義務)

第 47 条 市場関係事業者は、この業務規程を遵守しなければならない。

- 2 開設者は、前項の規定に違反したものに対し、その業務の全部若しくは一部を停止させることができるものとする。

(市場秩序の保持等)

第 48 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は信用を失墜する行為をしてはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、市場の入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができるものとする。

(清潔の保持)

第 49 条 関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理整頓に務めなければならない。

(関係規定の制定)

第 50 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は開設者が別に定める。

附 則

この業務規程は、公布の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。

(注) 施行期日について

施行期日については、次のように規定することもできる。

この業務規程の施行期日は、規則で定める。